

諸君、北九州不動産管理株式會社は、北九州不動産管理株式會社と稱す。本會社は、北九州不動産管理株式會社の設立を目的とし、北九州不動産管理株式會社の業務を執行し、北九州不動産管理株式會社の利益を分配することを目的とする。本會社は、北九州不動産管理株式會社の設立を目的とし、北九州不動産管理株式會社の業務を執行し、北九州不動産管理株式會社の利益を分配することを目的とする。

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

定 款

第一章 總 則

- 第一條 當會社は北九州不動産管理株式會社と稱す
- 第二條 當會社は本店を福岡縣小倉市に置く但必要に應じ支店又は出張所を設けることを得
- 第三條 當會社は地代家賃小作料の取立を主とし傍ら不動産の賣買周旋利用管理を爲すを以て目的とす
- 第四條 當會社の資本總額は金參萬圓也とす
- 第五條 當會社の存立期間は設立登記の日より貳拾ヶ年とす
- 第六條 當會社の公告は小倉區裁判所の公告する新聞紙に掲載す
- 第二章 株 式
- 第七條 株式は之を壹千五百株に分ち壹株の金額を金貳拾圓とし一時に金額を拂込むものとす